

# 軽費老人ホーム利用料支援等 補助金について

---

島根県 健康福祉部

高齢者福祉課 施設サービス係

## 1.概要

---

軽費老人ホームは社会福祉法に基づき設置されている「低額な料金で老人を入所させる施設」であるため、低所得者対策として、利用者負担額は、島根県軽費老人ホーム利用料支援等補助金交付要綱に基づき、利用者の収入に応じて、一部減免することとしている。

## 2.利用料支援等補助金の目的

---

利用者負担額は、人件費等に充てる経費を利用者の収入に応じて減免することとなっている。当該補助金は、利用者に対して減免した費用を補てんするため、施設に交付しているもの。

### 3.補助金額の算出方法

$$\text{補助金額} = \text{利用料基準額} - \text{本人徴収額}$$

基準単価                          本人の収入によって変動  
+ 入所者待遇特別加算                  低所得者は低額  
+ 入所者サービス向上費

## 4.各種加算について

---

### ①機能維持・向上加算

- ・「計画作成加算」

入所者の状態に応じた支援の実施及び心身機能の低下の防止を目的とし、利用者に対して計画（6ヶ月）を作成した場合に一定額を加算できる。

- ・「計画運営加算」

自立状態の入所者が要支援状態に、または要支援状態である入所者が要介護状態にならないように、作成した計画に基づき、サービス提供を行った場合に一定額を加算できる。

### ②処遇改善加算

- ・軽費老人ホームに勤務する職員の処遇の改善を図るための事業及び令和7年度に職員の離職の防止・職場定着を促進する事業を行った場合に加算できる。

## 5.スケジュール

	令和6年度補助金分	令和7年度補助金分
令和7年 3月		
4月		当初交付申請書提出（4/21締切）
5月	実績報告書提出（5/30締切）	当初交付決定
6月		第1回請求書提出（上旬締切）／第1回支払（月末）
7月		
8月	交付額確定・超過交付額の返還	
9月		第2回請求書提出（上旬締切）／第2回支払（月末）
10月		上期分収入申告提出（10/10締切）
11月		第3回請求書提出（中旬締切）
12月		所要額見込調査提出（中旬締切）／第3回支払（中旬）
令和8年 1月		
2月		変更交付申請書提出（上旬締切）／変更交付決定（下旬）
3月		第4回請求書提出（中旬締切）／第4回支払（月末）

# 交付申請書提出書類

※留意事項

様式第1号

文書番号

令和 年度島根県経営老人ホーム利用料支援等  
補助金交付申請書

この原稿補助金として次の金額を交付されたいので関係書類を添えて申請します。

1. 補助金申請額 金 円 (1)+(2)+(3)

(1) 利用料支援補助金 金 円

(2) 機能維持・向上加算 金 円

(3) 処遇改善加算 金 円

2. 利用料支援補助金所要額調書 (別紙1のとおり)

3. 利用料支援補助金所要額内訳書 (別紙2のとおり)

(別紙2添付書類)

① 令和 年度収支予算書 (現年度予算)

② 運営規程・料金表等

(現年の利用料の額を明らかにすることができるもの)

③ 階層認定毎の入所者名第一覧表 (当該年度の 月 日現在)

(入所要件、事情を記入したもの)

4. 機能維持・向上加算の算定内訳書 (別紙3のとおり)

(別紙3添付書類)

① 【第1表】機能維持・向上支拂計画書 (1)

② 【第2表】機能維持・向上支拂計画書 (2)

③ 【第3表】サービス担当者会議の要点

5. 施設名

## ①様式第1号

- ・書類が全てあるか確認

## ②別紙2

- ・補助金所要額内訳書の数値が収支予算書と一致しているか
- ・利用料、各加算が実態と一致しているか
- ・入居者一覧表をデータ（Excel）で提出

## ③別紙1

- ・利用料支援補助金所要額調書において、様式下部（注）のとおり入力されているか

# 機能維持・向上加算の注意点

別紙3(4) 機能維持・向上加算の算定								
申請日 令和 <span style="background-color: yellow;">年</span> 4月1日現在								
施設名:								
No.	区分	加算対象入居者氏名	算定期	支援(予定)月	計画作成加算額	日割りにより 算定した額	申請額	
1	前期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
	後期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
2	前期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
	後期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
3	前期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
	後期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
4	前期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
	後期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
5	前期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
	後期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
6	前期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
	後期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
7	前期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
	後期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
8	前期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
	後期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
9	前期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
	後期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
10	前期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
	後期		月	月～月	月 2,500円 4,000円×0ヶ月	0	0	
<b>計</b>		0	名			0	0	
※前期は当該年度の4月1日～9月30日の6ヶ月間とする。 ※後期は当該年度の10月1日～3月31日の6ヶ月間とする。 ※計画の写し【第1表、第2表】会議の要点【第3表】を添付 ※退所日は、日割り計算の算定に含めないこと。								
○ 日割りチェック (参考)								

・対象となるのは、下記 1 ~ 4 に該当する利用者。

1.要介護認定を受けていない利用者（自立）

2.要支援認定（1・2）を受けている利用者で、介護保険法第53条に規定するサービスを受けていない者。

3.要介護認定（1～5）を受けている利用者で、介護保険法第41条に規定するサービスを受けていない者。

4.2又は3のサービスを受けているが、利用者の特段の事情により、県との事前協議により適当と認められた者。

## 計画作成加算

計画の作成又は見直しを行った場合（年度内に計画の見直しを行う場合は、直近の計画作成又は見直しから6ヶ月以上を経過した場合に限る。）

# 確認事項

収入申告提出時に確認された主な指摘事項やよくある質問について

No.	内容	回答
1	収入申告書と根拠書類の相違が散見された。（計算ミス）	当年度分について再度確認を行い、誤っている入居者がいないか確認し、誤っている入居者がいた場合は次回変更申請自に修正を行うこと。
2	月途中での退去者と入居者がおり、補助金交付申請時にダブルカウントしたため、定員数を超えた交付申請となっていた。	各月初日時点の入居者数に基づいて交付申請を行うこと。
3	当年度中に入居し、既に退居した入居者の収入申告書を作成していなかったため、提出しなかった。	補助金交付申請書中の階層別・月別の人数に当該入居者が含まれているのであれば、収入申告書は必ず必要となる。

## 確認事項

収入申告提出時に確認された主な指摘事項やよくある質問について

No.	内容	回答
4	収入が0円で、必要経費は計上する場合は、対象収入はマイナスとなるか。	対象収入とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいうため、今回のケースでは階層区分はⅠとなることが想定される。
5	健康診断、予防注射は、医療費（必要経費）として認められるか。	健康診断、予防注射については医療保険の対象外であることから、医療費（必要経費）には該当しない。
6	機能維持・向上加算の計画期間について、年度末や9月をはさんでの6ヶ月間の計画となる方は、請求に合わせて期間を区切ることは出来るか。	計画作成加算は計画作成や見直しから6ヶ月以上経過しないと算定できないため、区切ることは不可。